

平成 29 年 6 月 12 日
株式会社 日本政策金融公庫

「新事業・ベンチャー推進担当」の配置を 31 支店に拡大

～地域の中小・ベンチャー企業に対する支援態勢を強化～

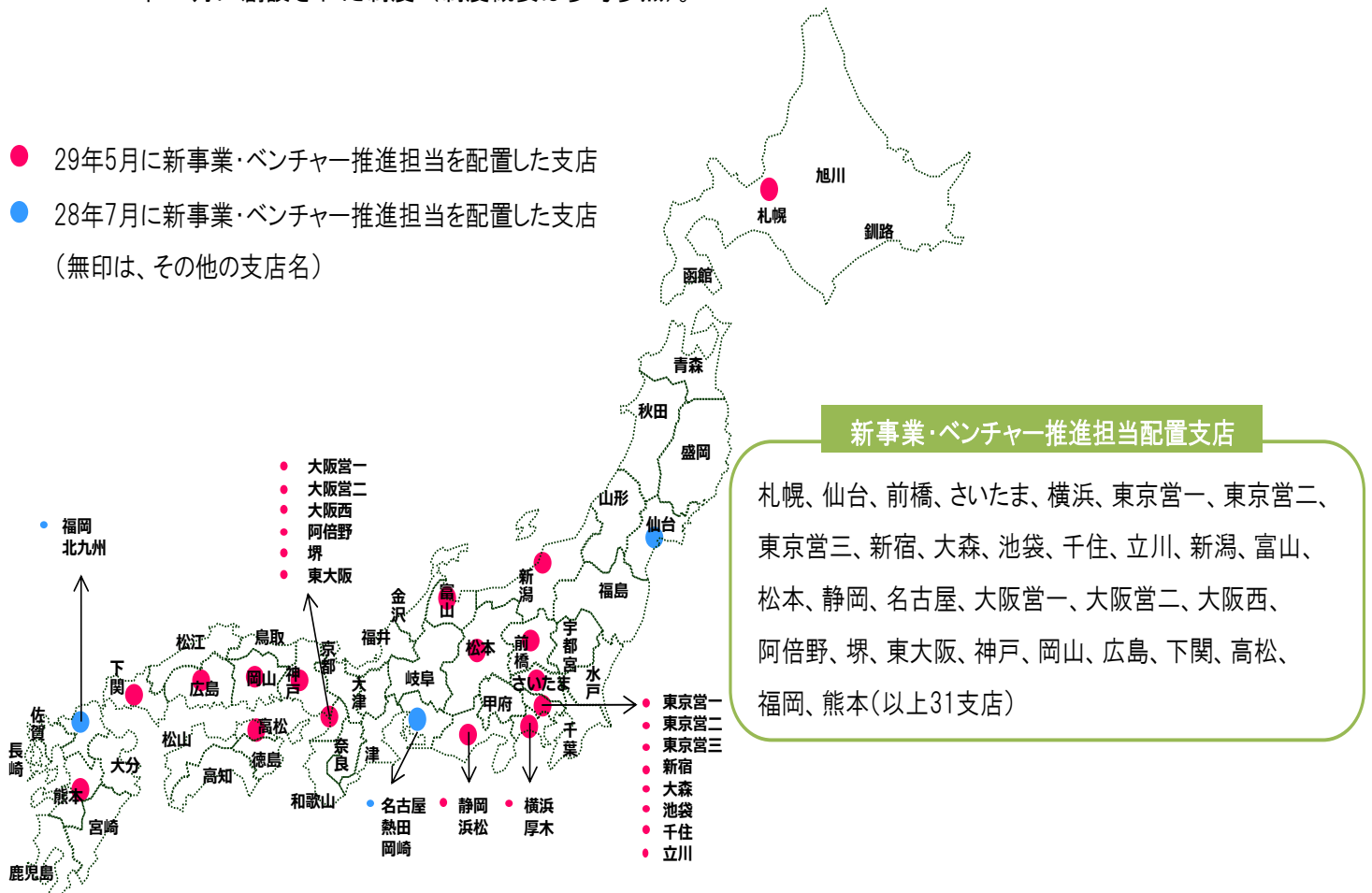
日本政策金融公庫（略称：日本公庫）中小企業事業は、地域のベンチャー企業及び新事業に取り組む中小企業のニーズにきめ細かく応えるため、平成 29 年 5 月 15 日付けで、「**新事業・ベンチャー推進担当**」の配置を 31 支店に拡大しました。

日本公庫中小企業事業は、平成 28 年 7 月、仙台、名古屋、福岡の 3 支店に「新事業・ベンチャー推進担当」を配置し、地域のベンチャー支援機関等との連携推進に取り組んできました。この取組みもあり、「**新事業育成資金（※）**」の平成 28 年度融資実績は 1,641 社、996 億円と何れも増加しました。

こうした経緯をふまえ、今般、「新事業・ベンチャー推進担当」の配置を 31 支店に拡大しました。これにより地域のベンチャー支援機関等との連携をさらに強化すると共に、地域のベンチャー企業の発掘だけではなく、中小企業の新事業の取組みを含め幅広く対象として、積極的に新事業・ベンチャー支援を推進していきます。

※ ベンチャー企業など高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業を支援する目的で、平成 12 年 2 月に創設された制度（制度概要は参考参照）。

- 29年5月に新事業・ベンチャー推進担当を配置した支店
- 28年7月に新事業・ベンチャー推進担当を配置した支店
- （無印は、その他の支店名）



「新事業育成資金」の概要

(取扱事業：中小企業事業)

	制度概要
融資対象	<p>高い成長性が見込まれる新たな事業を行う中小企業であって、次の1～3の全てに当てはまるかた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たな事業を事業化させて7年以内のかた。 2. 次のいずれかに該当するかたなど。 <ul style="list-style-type: none"> ①成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を受けたかた。 ②他の企業において活用されていない知的財産権を活用して行う事業、国の試験研究機関等の開発した技術の移転を受けて行う事業等、技術・ノウハウ等に新規性がみられる事業を行うかたであって、一定の製品化及び売上が見込めるかた。 3. 将来性が認められ、円滑な事業の成長が期待できるかた。
資金使途	新たな事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
融資限度	6億円
融資期間	設備資金 20年以内（うち据置5年以内） 運転資金 7年以内（うち据置2年以内）
融資利率	特別利率②または特別利率③ ※適用利率は、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。
その他	当公庫では、融資後も、経営課題についてきめ細かいアドバイスを行います。